

入 札 説 明 書

公立大学法人埼玉県立大学が発注する物品調達に係る入札等については、「公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程」（平成 22 年 4 月 1 日規程第 54 号、以下「規程」という。）、関係法令及び本件調達に係る入札公告のほか、この入札説明書によるものとする。

1 発注者（契約権者）

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

2 調達内容

(1) 件名

埼玉県立大学及びその敷地内で使用する電気

(2) 数量

契約電力：1,030 キロワット

予定使用電力量：3,867,400 キロワット時

(3) 仕様等

入札公告及び仕様書のとおり

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 54 号、以下「規程」という。）第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 30 年埼玉県告示第 857 号）に基づき、業種区分「物品の販売」の A 等級に格付けされた者であること。
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 2 項に規定する小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 入札説明書の様式 2 の別紙「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たす者であること。
- (5) 2014 年 4 月 1 日から本件入札の公告日までの間に、国、地方公共団体又は民間企業その他の団体との契約により、1 年間に 2,000,000 キロワット時以上を供給する電力調達を完了した実績を有する者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

4 入札参加の手続

入札に参加を希望する者は、入札公告に定めるところにより、次の書類等を提出しなければならない。

(1) 提出書類等

次の（ア）から（エ）の資料を入札公告 3（1）に示す場所に、書留郵便又は持参により、提出しなければならない。

なお、提出した書類について公立大学法人埼玉県立大学から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

（ア）競争入札参加申込書（様式 1）

（イ）小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し（電気事業法第 2 条の 2 の規定による。）

（ウ）適合証明書（様式 2）

（エ）供給実績調書（様式 3）

(2) 提出期間

入札公告のとおり

(3) 入札参加資格の確認等

ア 提出された書類に基づく審査の結果、入札公告に定める入札参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとし、2019年9月13日（金）午後 5 時までに競争入札参加資格確認通知書（様式 4）を F A X により送付し、入札参加資格の有無及び入札保証金の納付の要否を通知する。

イ 競争入札参加資格があると認められた場合でも、契約締結までの間に入札公告に定める入札参加の資格を欠くこととなった場合は、失格となる。

ウ 入札参加を希望する者は、上記（1）の書類に関し説明及び協議を求められた場合は、これに応じなければならない。また、説明及び証明に必要な費用は、入札参加希望者の負担とする。

エ 審査の結果、入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、その通知を受け取った日の翌日から 7 日以内に、書面（任意様式）により、公立大学法人埼玉県立大学に対し説明を求めることができる。

オ 公立大学法人埼玉県立大学は、上記エの説明を求めた者に対し、説明を求められた日の翌日から 7 日以内に、書面により回答する。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 当該入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、仕様書等の内容に対して質問がある場合、以下の要領により、質問することができる。

ア 受付期間

2019 年 8 月 26 日（月）午前 9 時から午後 3 時まで（必着）

イ 質問方法

様式 5「質問票」の様式により、ファクシミリ又は電子メールにより下記 11（5）

の入札事務担当者（以下「入札事務担当者」という。）に提出すること。

また、電話により着信の確認を行うこと。

(2) (1) により受け付けた質問については、以下のとおり回答する。

ア 回答日時

2019 年 9 月 6 日（金）午後 5 時まで

イ 回答方法

入札参加資格申請者全員に F A X により送付する。

6 入札及び開札

入札参加者又はその代理人は、入札説明書、仕様書、電気需給契約書（案）及びその他添付書類をよく読んだ上で、入札しなければならない。

(1) 入札書の提出

(ア) 入札書（様式 6）に入札金額及び必要事項を記入すること。

(イ) 書留郵便により下記 11(5) に示す場所あて、入札公告に示す期間に到着するよう送付すること。

(ウ) 封筒は、任意の二重封筒とし、中封筒は入札書（様式 6）、単価表及び内訳書（様式 8、9）を入れ封印等の処理をした上で、「入札書等在中」と朱書きで表記するとともに、開札日、件名及び入札参加者の商号又は名称を表記すること。再度入札への参加を希望する者は、再度入札用の入札書、単価表及び内訳書も同封すること。表封筒には、入札書等を同封した中封筒及び連絡担当者の名刺 1 枚を入れ、表に送付先として、下記 11(5) に示す郵便番号、住所、機関名、送付元として、入札参加者の住所、商号又は名称及び開札日を表記するとともに「入札書等在中」と朱書きで表記すること。

(エ) 入札書を代理名で提出するときは、表封筒に委任状（様式 7）を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(2) 入札書受付期間

入札公告のとおり

(3) 開札の日時及び場所

入札公告のとおり

(4) 入札書の記載及び提出における注意事項

ア 入札金額の算定に当たっては、一切の諸費用を含め入札金額を見積もるものとする。ただし、燃料費調整額、再生エネルギー発電促進賦課金は含まないこととし、力率は 100% として入札金額を算定すること。

イ 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五

- 入する。
- (イ) 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (ウ) 料金の月及び年間合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (エ) 消費税額及び地方消費税額を含む料金の年間合計金額から税抜金額を算出する場合、単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り上げる。
- (オ) 単価表において、基本料金単価及び電力量料金単価の消費税額及び地方消費税額を算出する場合、単位は銭とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ウ 入札参加者は、入札説明書及び仕様書、電気需給契約書（案）及びその他添付書類等をよく読んだ上で、入札しなければならない。
- エ 代理人が入札する場合は、代表者が作成した委任状を提出し、入札書に上記6（1）（イ）に定める必要事項のほか、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名して押印（外国人の場合、署名を含む。）しておかなければならない。
- オ 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければならない。
- カ 提出した入札書の引換え、変更又は取り消しはできない。
- キ 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。開札において、入札参加者又はその代理人が出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- ク 入札参加者又はその代理人は、開札時刻を過ぎて開札に参加することはできない。
- ケ 入札参加者又はその代理人は、開札担当職員が特にやむを得ないと認めた場合を除き入札会場から出ることはできない。
- コ 開札の会場において、次のいずれかに該当する者は、会場から退去させる。
- （ア）公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
- （イ）公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合した者。
- サ 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- シ 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度入札をすることがあるので、希望する者は再度入札に応じられるようあらかじめ準備しておくこと。
- （ア）再度入札は3回までとする。
- （イ）初度入札が無効となった者は再度入札に参加できないものとする。
- ス 入札参加資格者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書によるもの
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書によるもの
- (3) 入札者の押印のない入札書によるもの
- (4) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの
- (5) 押印された印影が明らかでない入札書によるもの
- (6) 入札に参加する資格のない者がしたもの
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの
- (8) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの
- (9) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- (10) 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- (11) 二以上の入札書を提出した者がしたもの又は二以上の者の代理をした者がしたもの
- (12) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかったもの

(6) 落札者の決定等

- ア 有効な入札書を提出した者で予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 落札者は、速やかに契約書を締結することとする。速やかに締結しないときは当該契約の相手方となる資格を失うことがある。なお、契約は、落札者が提出した入札書に記載された金額の算出根拠となる単価及び算出方法に基づくものとする。

(7) 契約書の作成

- ア 本契約は、公立大学法人埼玉県立大学と契約の相手方が記名押印することにより確定するものとする。
- イ 契約書は、電気需給契約書（案）を基に公立大学法人埼玉県立大学と契約の相手方協議の上、2通作成し、それぞれその1通を所持するものとする。
- ウ 契約条項
電気需給契約書（案）のとおり

7 調達案件の仕様等に関する説明会 開催しない。

8 入札保証金

- (1) 入札参加資格者で入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、(4)により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに、入札保証

金を所定の手続に従い、公立大学法人埼玉県立大学に納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。
- (3) 入札保証金を納付する場合には、入札保証金相当額（(2) の額）を公立大学法人埼玉県立大学が指定する金融機関の口座に振り込むこと。
この場合、様式 10-1「入札保証金の納付について」に必要事項を記入のうえ、振り込みを証する書類（振込通知書又は払込取扱票の控え等）の写しを添えて、2019 年 9 月 26 日（木）午後 5 時までに提出するものとする。
- (4) 国又は地方公共団体において本業務と種類、規模が同等以上の業務を当該年度の前々年度の 4 月 1 日以後に 2 回以上すべて誠実に履行した入札参加者が、入札保証金納付の免除を希望する場合には、様式 4「供給実績調書」に必要な書類を添え、2019 年 8 月 23 日（金）午後 5 時までに提出しなければならない。
- (5) 入札終了後、公立大学法人埼玉県立大学は、入札保証金を納付した非落札者に対して、様式 10-2「入札保証金還付請求書」により還付する。
- (6) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、その者が契約を締結しないときには公立大学法人埼玉県立大学に帰属する。
- (7) 落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合は、これに充当するものとする。

9 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、(4) により契約保証金を免除される場合を除いては、契約の締結までに、契約保証金を所定の手続に従い、公立大学法人埼玉県立大学に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額とする。
- (3) 契約保証金を納付する場合には、契約保証金相当額（(2) の額）を公立大学法人埼玉県立大学が指定する金融機関の口座に振り込む。
この場合、様式 11-1「契約保証金の納付について」に必要事項を記入のうえ、振り込みを証する書類（振込通知書又は払込取扱票の控え等）の写しを添えて、契約の締結までに提出するものとする。
- (4) 国又は地方公共団体において本業務と種類、規模が同等以上の業務を当該年度の前々年度の 4 月 1 日以後に 2 回以上すべて誠実に履行した契約の相手方が、契約保証金納付の免除を希望する場合には、契約保証金納付の免除を希望する場合には、様式 4「供給実績調書」に必要な書類を添え、契約の締結までに提出しなければならない。
ただし、契約の相手方が 8 (4) により様式 4「供給実績調書」を提出した場合は、再度の提出を要しない。
- (5) 契約の履行を確認したときは、公立大学法人埼玉県立大学は、契約の相手方に対して、様式 11-2「契約保証金還付請求書」により還付する。
- (6) 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、公立大学法

人埼玉県立大学に帰属する。

ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定め
たところによるものとする。

10 特記事項

契約書の締結にあたり、契約内容を熟知の上、契約事項を誠実に履行することはもと
より、入札参加申込時に提出した書類のうち計画に係る事項について、計画達成に最大
限努力するものとする。

11 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加希望者、入札参加資格者、入札参加者又は契約の相手方が本件の調達に関
して要した費用は、すべて当該入札参加希望者、入札参加資格者、入札参加者又は契
約の相手方の負担するものとする。
- (3) 入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはでき
ない。
- (4) 入札執行権者の職・氏名
公立大学法人埼玉県立大学
事務局 情報・施設管理担当 担当部長
- (5) 本件に関しての照会先（入札事務担当者）
(郵便番号) 343-8540
(所 在 地) 埼玉県越谷市三野宮 820 番地
(機 関 名) 公立大学法人埼玉県立大学
(担 当 者) 事務局 情報・施設管理担当 高橋
(電話番号) 048-973-4112 (直通)
(F A X 番号) 048-973-4807
(E - m a i l) takahashi-nobuyuki@spu.ac.jp